

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長公示第五号

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十二号3(3)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ(大型魚)の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和五年四月二十七日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中栄次

令和五年四月二十八日から令和五年五月三十一日まで